

○農林水産省告示第一二百三十九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第一百三十七条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第二十二条第一項第二号及び第四項並びに第三十一条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百六十四条第二項及び第二百八条第二項の規定に基づき、農作物共済に係る共済掛金標準率、農作物責任保険歩合、農作物通常標準被害率、農作物異常標準被害率、保険料基礎率及び再保険料基礎率を次のように定める。

令和三年二月五日

農林水産大臣　野上浩太郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成三十年八月十五日農林水産省告示第千八百八十四号（農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める

件)は、廃止する。

3 この告示は、令和三年産の水稻及び陸稻並びに令和四年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、令和二年以前の年産の水稻及び陸稻並びに令和三年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のように」の部分

(共済掛金標準率)

第1 農業保険法（以下「法」という。）第137条第2項の共済掛金標準率は、地域インデックス方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第87条第1項第3号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式（同項（規則附則第8条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する引受方式をいう。以下同じ。）に係るものにあっては、組合等（法第11条第1項に規定する組合等をいい、この告示の公布後に合併、解散又は事業廃止（以下「合併等」という。）があった場合における当該合併等前のものを含む。以下同じ。）ごとに、別表1の共済掛金標準率の欄に定める率とする。

2 法第137条第2項の共済掛金標準率は、地域インデックス方式に係るものにあっては、組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の共済掛金標準率の欄に定める率とする。

(農作物通常標準被害率)

第2 農業保険法施行令（以下「令」という。）第22条第1項第1号及び第2項第1号の農作物通常標準被害率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあっては、組合等ごとに、別表1の農作物通常標準被害率の欄に定める率とする。

2 令第22条第1項第1号及び第2項第1号の農作物通常標準被害率は、地域インデックス方式に係るものにあっては、組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の農作物通常標準被害率の欄に定める率とする。

(保険料基礎率)

第3 規則第164条第2項の保険料基礎率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあっては、組合等ごとに、別表1の保険料基礎率の欄に定める率とする。

2 規則第164条第2項の保険料基礎率は、地域インデックス方式に係るものにあっては、組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の保険料基礎率の欄に定める率とする。

(農作物異常標準被害率)

第4 令第31条第1項及び第2項の農作物異常標準被害率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあっては、組合等ごとに、別表1の農作物異常標準被害率の欄に定める率とする。

2 令第31条第1項及び第2項の農作物異常標準被害率は、地域インデックス方式に係るものにあっては、組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の農作物異常標準被害率の欄に定める率とする。

(再保険料基礎率)

第5 規則第208条第2項の再保険料基礎率は、地域インデックス方式以外の引受方式に係るものにあっては、組合等ごとに、別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。

2 規則第208条第2項の再保険料基礎率は、地域インデックス方式に係るものにあっては、組合等ごと及び統計単位地域ごとに、別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。

(農作物責任保険歩合)

第6 令第22条第1項第2号の農作物責任保険歩合は、組合等（特定組合（法第73条第4項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）を除く。）ごとに、別表2に定める割合とする。

(特定組合の成立に係る特例)

- 第7 この告示の公布後に、別表1に掲げる組合等の合併により成立した組合等が特定組合の認可（法第73条第1項の認可をいう。以下同じ。）を受けた場合における当該特定組合に係る令第22条第1項第1号及び第2項第1号の農作物通常標準被害率については、合併前の組合等の区域ごとに、それぞれ合併前の組合等に係る別表1の農作物通常標準被害率の欄及び農作物異常標準被害率の欄に定める率を合計した率とする。
- 2 この告示の公布後に、別表1に掲げる組合等が特定組合の認可を受けた場合における当該特定組合に係る令第22条第1項第1号及び第2項第1号の農作物通常標準被害率については、当該組合等に係る別表1の農作物通常標準被害率の欄及び農作物異常標準被害率の欄に定める率を合計した率とする。
- 3 第1項の場合における当該特定組合に係る規則第164条第2項の保険料基礎率については、合併前の組合等の区域ごとに、それぞれ合併前の組合等に係る別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。
- 4 第2項の場合における当該特定組合に係る規則第164条第2項の保険料基礎率については、当該組合等に係る別表1の再保険料基礎率の欄に定める率とする。

- (注) 1 別表1及び別表2の「類区分」、「引受方式」、「支払開始割合・共済限度額割合」及び「一筆半損特約の有無」の各欄は、規則第95条各号に掲げる区分に対応する。
- 2 別表1及び別表2の組合等が規則附則第9条の規定を適用する場合において、別表1及び別表2の「引受方式」欄が半相殺方式であるものについては、別表1及び別表2の「支払開始割合・共済限度額割合」欄中「2割」とあるのは「1.5割」と、「3割」とあるのは「2.5割」と、「4割」とあるのは「3.5割」とし、別表1及び別表2の「引受方式」欄が一筆方式であるものについては、別表1及び別表2の「支払開始割合・共済限度額割合」欄中「3割」とあるのは「2割」と、「4割」とあるのは「3割」と、「5割」とあるのは「4割」とする。